

王寺町新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金申請要項

【事業の概要】

新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るため、奈良県から施設の使用制限等の要請を受けて、施設の休止や営業時間の短縮に協力し、奈良県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（以下「県協力金」という。）の交付決定を受けた事業者であって、王寺町商工会の会員に対し、王寺町新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（以下「町協力金」という。）を交付します。

○交付額 1事業者あたり10万円（想定70件）

【要件】

以下の要件をすべて満たすこと。

- (1) 県協力金の交付対象となる要件を満たしており、県協力金の交付決定を受けている事業者であること。
- (2) 令和2年4月27日時点で町内に事業所を有し、王寺町商工会の会員であること。
- (3) 町税を納税していること。（かつ滞納なし）
 1. 町民税(個人町民税または法人町民税)
 2. 固定資産税
 3. 都市計画税
 4. 軽自動車税

※上記1～4のうちいずれかを納税していること。

【申請手続】

- (1) 申込受付期間

令和2年6月1日（月）～~~7月31日（金）17:00まで~~

→~~令和2年8月31日（月）17:00まで~~ → ~~令和2年10月31日（土）~~

- (2) 申請方法

原則、郵送とする(感染拡大防止の観点から、持参による申請はご遠慮ください。)

※簡易書留、レターパックなど郵便物の追跡ができる方法で郵送ください。

※申込受付期間終了日の消印まで有効とします。

- (3) 申請に必要な書類等

1. 王寺町新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金申請書兼請求書
2. 上記1の申請書に記載の振込先口座と口座名義が分かる通帳等の写し（通帳1ペ

ージ目の見開き部分)

3. 奈良県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の交付決定通知の写し

4. 王寺町商工会会員証明書（王寺町商工会で取得）

※振込先口座は申請者ご本人名義（法人の場合は当該法人名義）の口座に限ります。

※インターネットバンキングなど通帳不発行の場合は、キャッシュカードの コピーとインターネットバンキングの支店名・口座番号・名義人が分かるページの写しを提出してください。

【申請書等の郵送先】

〒636-0003

王寺町久度2丁目2番1-501 地域交流課 「協力金受付係」 宛

※封筒裏面に差出人の住所及び氏名を必ずご記載ください。

※送料は申請者側でのご負担をお願いします。

【お問い合わせ先】

王寺町地域交流課 観光振興係

TEL：0745-33-6668 FAX：0745-33-3001

【協力金の交付】

申請書類を受理した後、その内容が適正と認められるときは、協力金交付決定通知を送付するとともに、本協力金を申請口座へ振り込みます。一方、申請書類の確認の結果、内容が適正と認められないときは、協力金不交付決定通知を送付します。なお、いずれの場合も申請書類の返却はいたしません。

【協力金の返還】

協力金受領後に要件を満たさないことが判明した場合、その他不正の手段等により本協力金を受領した場合、申請者は、本協力金を返還していただくことになります。

【協力事業者の紹介】

協力金の交付決定を受けられた事業者については、事業者の施設名（屋号）を町のホームページでご紹介させていただくことがあります。